

令和元年第2回定例会(令和元年6月21日)

総務企画消防委員会委員長 (手束 貴裕 委員長)

総務企画消防委員会は、去る6月13日の本会議において付託を受けました『議第40号 令和元年度 別府市一般会計補正予算(第1号)』関係部分、その他11議案につきまして、翌14日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

初めに、『議第40号 令和元年度 別府市一般会計補正予算(第1号) 関係部分』についてであります。

まず、『消防本部』関係部分では、当局から、予算について「消防救急体制整備事業費補助金」を受入れ、除染シャワー用給湯器、防毒マスク、などを購入予定である旨の説明がなされました。

委員から、マスクは何個ぐらいの購入、どれぐらいのレベルに対応するのかとの質疑に対し、当局から20個ぐらいの購入予定でサリンや他の化学物質にも対応できるとの答弁がなされました。

次に『財政課』関係部分では、別府市財政調整基金繰入金の追加額について、今回の補正予算の財源として、財政調整基金を取崩して一般会計に繰り入れるものとの説明がなされました。

委員より、現在の基金残高で大規模災害発生時の財政負担に対応できるのかとの質疑に対し、当局より、激震災害法の国の財源措置などで補てんがあり、どの程度の財政負担になるか予想できないが、災害などに対応可能な額として、財政健全化法において財政規律を確保する上での規範とされる財政再生基準に定める額を確保しているとの説明がなされました。

続きまして、『自治振興課』関係部分では、市民活動支援補助金について、中規模多機能自治に向けて、団体の組織強化や人材育成、学生団体も含めた市民活動の促進、活性化を図るものであるとの説明がなされました。

委員より、いつから募集を開始し、応募多数の場合はとの質疑がなされ、当局より7月1日からの募集で1次、2次審査での決定を予定しているとの説明がなされました。

コミュニティ助成金については、永年にわたる使用により損傷がひどく、担

ぐことの出来なくなっている秋葉神社の神輿の整備に対する助成金である旨の説明がなされました。

予算議案の最後、『防災危機管理課』関係部分であります。地震津波等被害防止対策に要する経費の追加額として、災害時の衛生環境確保対策のため、収容避難所にマンホールトイレを整備するものである旨の説明がなされました。

採決の結果、『議第40号』においては、一部委員から、予算編成方針で一つの部門に偏りすぎているとして、反対する旨の意思表示がなされましたが、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に条例議案、その他議案についてであります。

『議第57号 別府市火災予防条例の一部改正について』は、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が改正されたことに伴うものである旨の説明がなされました。

委員より、住宅用防災警報器の設置については、申請があれば小規模施設でも消防のチェックが入るのかとの質疑に対し、小規模施設もチェックしているとの答弁がなされました。

『議第60号 動産の取得について』は、現有車両の老朽化に伴い、消防ポンプ自動車を買入れる旨の説明がなされました。

老朽化となった消防車の下取りはあるのか。どれくらいで更新するのかとの質疑に対し、廃車の際は完全抹消届の証明をつけ廃車処分としている。更新の年数は17年であるとの答弁がなされました。

『議第43号 別府市役所事務分掌条例の一部改正について』は、令和元年10月1日に向けた組織改変によるもので、「公営事業部」と「いきいき健康部」の設置に伴うものである旨の説明がなされました。

委員より部、課、管理職が増え、組織が肥大するのはおかしいのではとの発言があり、当局より現状分析を行いながら、社会情勢や行政需要及び市民の利便性を考慮し、組織の見直しについて、検討したいとの説明がなされました。

次に『議第44号 別府市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例等の一部改正について』は、消費税法及び地方税法に定める消費税及び地方消費税の税率が現行の8%から10%に引き上げられるため、各施設の使用料

等の額を改定するものであること、『議第45号 別府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について』は、番号法別表第2の主務省令に予防接種法での生活保護関係情報の情報連携が定められたため、条例別表では定めておく必要がなくなった旨の説明がなされました。

次に、『議第46号 別府市税条例等の一部改正について』は、主な改正内容として児童扶養手当の支給を受けている未婚のひとり親を令和3年度から非課税措置の対象へ追加すること、軽自動車税では消費税引き上げにあわせ、自動車取得税が廃止され新たに導入される環境性能割に対して、消費税引き上げの対策として所要の措置について改正を行うものとの説明がなされました。

『議第61号 市長専決処分について』市民税課関係部分は、軽自動車税のグリーン化特例の見直しなどについて、資産税課関係部分は、熊本地震に関する住宅用地の特例措置を行うための手続き規程を新設することなど所要の措置について改正をおこなうものであるとの説明がなされました。

次に、『議第47号 別府市税特別措置条例の一部改正について』は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展基盤強化に関する法律の地方公共団体等を定める総務省令の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものであるとの説明がなされました。

次に、『議第62号 市長専決処分について』は、主な改正内容として特定所有者不明土地を利用した地域福利推進事業に係る課税標準の特例を規定するものであるとの説明がなされました。

最後に、『議第65号』は、4月1日付けの人事異動に伴い、『議第66号』は、5月27日付けの人事異動に伴う、固定資産評価員の選任を行うものであるとの説明がなされました。

採決の結果、条例議案、その他議案に係るいずれの議案も当局の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、当委員会に付託を受けました議案の審査とその結果についての報告であります。

何とぞ、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。